

## 1 条例に対するご意見

No.	意見（全文）	市の考え方	反映状況
1	<p>要望：急増する刑法224条犯罪の未然防止及び犯罪被害者支援ができる条例（条文案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する親子はが安心して過ごすためにも、市は刑法224条に該当しうるケースがある場合、その防止に努めなければならない。</li> <li>・市は、市内に居住する親または子が、市内外にいる親または子との交流が途絶えることがないように、国や自治体間との連携をとり、親子断絶による心身の崩壊を防ぐように努めなければならない。</li> <li>・親子交流により配偶者暴力による支配的関係が再構築される恐れがある場合においても、警察署と連携し、親子断絶を防がなければならない。</li> <li>・親子交流により児童虐待による子どもの心身に悪影響が想定される場合、親教育プログラムを通じて親子交流のあり方を検討するものとする。</li> </ul> <p>（背景）</p> <p>（1）連れ去り行為については、「両親の同意なく子どもの住民票住所を変更する」ことを、市町村がある意味で幫助していたことになるため、先ずはその防止のために、子どもの住民票住所を変更の際は、父母の同意を得るプロセスにご変更をお願いします。</p> <p>（2）連れ去りにあったあと、市町村・警察・児相全て子どもの情報を秘匿します。ひどいケースの時は、子どもの住民票住所の秘匿支援措置までされる運用も多く散見でき、多くの場合弁護士が指南しているとの情報も得ております。連れ去られた側は子どもの監護責任を果たせなくなります。連れ去られた側が監護責任を果たせるように、市町村は真摯に対応してもらえる相談窓口が必要です。</p> <p>（3）連れ去りされたあとに裁判所で「面会交流調停」を申立られるも、自分の経験でも「原則写真送付などの間接交流」「月1回2時間の第三者機関監視付き交流」と、迫害的扱いを受けてしまうケースが多いです（「家裁のデタラメ」をご参照ください）。</p> <p>（4）離婚後の家庭で親子交流が実子 されているのは全体の3割程度です。様々な背景のある家庭はあるものの、ひとり親家庭における子どもたちが、片親に会えない日が続いている心理的負担はとても大きいです。</p> <p>（5）DVが原因で自殺するひとは、男性は女性の6倍います。DV相談などによる男女間の偏りも原因の一つと思われます。</p>	<p>本条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の支援について、基本理念や責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び生活の再建を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。</p> <p>犯罪の未然防止、特定の犯罪に係る周知及び関係機関との連携等の条文につきましては、現時点では考えておりません。</p>	④
2	<p>2023年に施行された刑法177条「不同意性交罪」について、国から国民への周知が殆どないため、市の方で市民へ周知徹底をお願いいたします。</p> <p>（条文案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、性犯罪を抑止するため、刑法177条の「不同意性交罪」について市民への周知を図らなければならない。</li> <li>・市は、刑法177条の「不同意性交罪」を回避する方法を明確にし、犯罪抑止できる体制を整えなければならない。</li> <li>・市は、過失によって「不同意性交罪」を行ってしまったものに対して、情状酌量の余地を与える場を提供しなければならない。</li> </ul> <p>（背景）</p> <p>刑法177条において気を付けなければならない点は以下の通りと考えています。市民は周知されずに、知らずに犯罪行為が成り立ってしまうことを恐れています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時効：15年</li> <li>・懲役5年以上</li> <li>・夫婦でも成立</li> <li>・非申告罪</li> <li>・体の接触だけでも成立する可能性がある</li> <li>・「同意」を示す確立された方法がない</li> </ul>		④
3	<p>2023年に施行された刑法177条「不同意性交罪」について、国から国民への周知が殆どないため、市の方で市民へ周知徹底をお願いいたします。</p> <p>（条文案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、性犯罪を抑止するため、刑法177条の「不同意性交罪」について市民への周知を図らなければならない。</li> <li>・市は、刑法177条の「不同意性交罪」を回避する方法を明確にし、犯罪抑止できる体制を整えなければならない。</li> <li>・市は、過失によって「不同意性交罪」を行ってしまったものに対して、情状酌量の余地を与える場を提供しなければならない。</li> </ul> <p>（背景）</p> <p>刑法177条において気を付けなければならない点は以下の通りと考えています。市民は周知されずに、知らずに犯罪行為が成り立ってしまうことを恐れています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時効：15年</li> <li>・懲役5年以上</li> <li>・夫婦でも成立</li> <li>・非申告罪</li> <li>・対象行為が拡大した</li> <li>・「同意」を示す確立された方法がない</li> </ul>		④
4	<p>本提案は、犯罪被害者からの避難制度であるものの、抑止する目的となります。</p> <p>（条文案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、「児童虐待の恐れがある親」が児童相談所の子どものWeb面談・直接交流を促進し、親子完全断絶による心理的不安を減らすように警察と協力しなければならない。</li> <li>・市は、児童虐待行為の周知徹底を行い、出生届提出時には両親に児童虐待の講習を受けることを義務化する。</li> </ul> <p>（背景）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面前DVによる児童虐待件数が急増しているなか、児童相談所の業務が圧迫されており、それにより実の親子の交流が疎外されている可能性がある。</li> <li>・特別養子縁組をされた後も実親回帰が果たされないケースも多々あるため、実の親子が引き離されないセーフティネットワークを整える必要がある。</li> <li>・面前DVなどを児童虐待行為と認定しているにも関わらず、児童虐待行為についての講習を受ける機会がないのは、偏に国・自治体の落ち度としか言えない。特に出生届提出において周知徹底することは、児童虐待抑止には必須であるにも関わらず、全く行っていない現状はとても「子育て推進のまち」とは到底言えず、喫緊の課題としてほしい。</li> <li>・実の親子が養育監護に携われるのは、憲法13条で保障される自由権であると、国賠の判決もあるため、実の親子が完全断絶させられていることもある状況は、一刻も早く改善すべき国難への対応であると思えます。</li> </ul>		④

5	<p>所謂DVについての子防と対策です。 元来よりあった刑法204条・208条に加え、配偶者暴力等防止法・児童虐待防止法等によりDVの定義が拡大解釈されるケースが増えております。また、児童虐待と配偶者暴力は性質が違うにも関わらず、DVとひとくくりされています。そこで以下、条文案と予防策を提案いたします。</p> <p><b>【条文案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、DV事案に対して、警察による現場主義を尊重しなければならない。</li> <li>・市は、出生届受理の際に、児童虐待行為について周知活動を両親に行わなければならない。</li> <li>・市は、市民に支配・被支配的關係が成り立つことが成立要件であることを周知し、「DVを受けた」という一方的な発言が先行して、虚偽DVによる真の被害者を防がなければならない。</li> </ul> <p><b>【予防策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの定義を周知するポスターを掲示する。</li> <li>・市は、配偶者暴力の相談を受けた内容を警察と情報共有を行い、その後は警察が現場確認など対策要否を確認する。</li> <li>・DV等支援措置の適用可否は、警察の見解を必須とする。</li> <li>・児童虐待事案については、面前DVまで児童相談所に報告が入って児童相談所の業務過多を招いてしまっているが、面前DV事案に関しては、市が警察の人身安全対策課とも連携し、児童相談所の負担を軽減する。</li> <li>・接近禁止命令や保護命令の申し立ての相談には、警察署が配偶者暴力の有無などを確認した資料を添付することとする。</li> </ul>	④
---	---	---

## 2 施策に対するご意見

No.	意見（全文）	市の考え方	反映状況
1	<p>X（旧twitter）で子どもの連れ去り、いわゆる実子誘拐とよばれる犯罪があると聞きます。昨年8月24日にTBS「報道特集」で取り上げられて知りました。連れ去られた側の親が犯罪被害者であるかのように主張されている方が多いですが、実際の被害者は連れ去りによって住環境を変えられた子どもだと考えています。連れ去りされた子どもは、同居する親の言動で相手親を嫌いになったり憎むようになったり心情的な傷つけられているほか、今までの友人関係や親戚とのつながりも断ち切られてしまいます。そして今まで同居していた親との連絡もできなくなることが多いと聞きます。多数の人とのつながりによって人格形成される権利が失われます。9（2）と14に従い、親と別居し転校してきた子どもに、「別居した親はあなたのことを嫌っているわけではない。別居している親を嫌いになってはいけません。同居している親の前で気を遣うとあなたの心が壊れる。」と心理カウンセリングをしてあげてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	③
2	<p>犯罪被害者は犯罪による身体や財産への直接的な被害にとどまらず、精神的なショックからの心身の不調や医療費負担、後遺症による失業など、多岐に及んでいる。現代のSNS普及により、事件後に情報が拡散して誹謗中傷も後を絶たず、それに加えてマスコミの不適切な取材などもあり、被害者は精神的に傷つけられることもある。このような二次被害を防止するために、被害者だけでなくその家族も含めた保障や支援を考えていかなければならない。とりわけSNSの誹謗中傷に対しては、これを厳しく取り締まる法整備（条例含めて）が必要であると思う。</p>	<p>インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることから、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対応を適切に行うことができるようにするため、国において、法整備が行われており、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」が、2025年4月1日から施行されました。本条例におきましては、基本理念に定めるとおり、二次被害の発生防止に十分に配慮し、被害者のご家族なども含めた支援を行ってまいりたいと考えております。</p>	②
3	<p>加害者が被害者に対してその被害の弁償をすることが難しい場合に、国が経済的補償を行うことも不可欠であり、各地方公共団体でも被害者の救済方法を市民に明示して周知することを心がけてほしい。例えば電話相談の窓口の配置をすすめたり、リーフレット作成などを積極的に行うべきである。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	③
4	<p>犯罪被害者の家族、とりわけ、通学中の兄弟姉妹などに対する支援として、教育上のサポートやメンタルケアなどは、どのように行っていくのか検討する必要がある。父母が死亡した場合の将来に及ぶサポートなど、具体的に体制を制度化することが大切である。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	③